

No.169
2011.4

広報かみいた

■発行と編集／徳島県板野郡上板町役場 上板町広報編集委員会 TEL (088)694-6801 平成23年4月1日発行



上板中学校 渡り廊下



神宅小学校 耐震補強状況(ピタコラム工法)

耐震化へあと一歩 上板中・神宅小・東光小・高志小耐震改修完了

上板中学校屋内運動場改築、教室棟、管理棟の耐震改修に続き、平成22年度で、神宅小学校校舎棟、上板中学校特別教室棟2棟の耐震改修が完了しました。また、耐震2次診断で耐震性が確認された東光小学校・高志小学校の校舎棟は、大規模改修を実施しました。

町財政厳しい中、2年間で学校教育施設の耐震改修事業が進捗したのも、上板町の将来を担う子どもたちの安全確保のため、町議会・学校教育関係者の深いご理解とPTA保護者・隣接住民のご協力によるもので、関係者各位に厚くお礼を申し上げます。

その結果、平成23年3月末では、上板町学校教育施設の耐震化率も93.7%となり、今年計画している松島小学校屋内運動場の耐震改修事業が完了すれば、耐震化率は、100%となります。

工事期間中は、松島小学校関係者、付近住民の皆様には、何かとご迷惑をおかけいたしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

児童・生徒のみなさんには、改修された学校施設を大切に使用し、先生の指導をよく聞き、安心して勉強・運動などに励んでもらえればと切に願うものです。

※上板町の幼小中学校の耐震化状況については、上板町ホームページトップメニューから「安心・安全」→「防災」→「上板町幼小中学校耐震化状況一覧」
徳島県下市町村の耐震化状況については、徳島県ホームページトップメニューから「防災」→「教育委員会」→「公立学校施設の耐震性能の公表」でご覧になれます。

神宅小学校
太陽光発電 (20kw)



高志小学校



東光小学校

主な目次

平成23年度 当初予算の概要	2	浄化槽設置後の法定検査について	10
町長表彰式挙行	3	各種お知らせ	11
消防団出初式	4	国民年金保険料の納付について	12
全国瞬時警報システム(J-ALERT)の運用開始	5	地デジの支援について	13
木造住宅耐震診断・耐震改修事業の募集	6	保健行事予定	14
国民健康保険税の税率改定についてのお知らせ	7	上板町子育て短期支援事業	15
スポーツ結果	8	お誕生おめでとう	16

上板町議会3月定例会において平成23年度の一般会計当初予算及び住宅新築資金等貸付事業特別会計など6特別会計の当初予算が議決されました。

一般会計の歳入歳出予算総額は前年度当初予算に比べ1.2%(4,600万円)増の39億4,600万円となっております。

歳入面では、町税、地方交付税、臨時財政対策債、及び財政調整基金等の「一般財源総額」は18%の増であります。財政調整基金取り崩しによる繰入金は76.3%の増となり、基金の残高は減少の一途を辿っており極めて深刻な状況に変わりありません。

歳出面では、フルーツとロマンの里推進事業、木造住宅耐震改修補助事業、公共水域の水質保全促進の為の浄化槽設置整備事業、住宅リフォーム補助、防犯灯のLED化改修工事、町営住宅地上デジタル放送対応の共同アンテナ設置事業のほか、小学校卒業まで医療費の無料化をはじめとし、日本脳炎・子宮頸がん・ヒブ・肺炎球菌予防接種実施などの疾病対策にも重点を置いた予算編成となっております。

厳しい状況が続きますが、「重点的かつ効率的で持続可能な財政運営を行える足腰の強い町づくり」を引き続き実現するため、限られた財源を有効に活用した行政サービスに取り組みますので、町民の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願ひします。

平成23年度当初予算の概要

普通交付税の推移

11年度	18億7,500万円
12年度	18億4,100万円
13年度	17億0,100万円
14年度	15億7,600万円
15年度	13億7,500万円
16年度	13億4,300万円
17年度	13億6,800万円
18年度	14億3,100万円
19年度	14億0,200万円
20年度	14億2,700万円
21年度	14億1,800万円
22年度 (決算見込)	15億4,900万円
23年度 (当初予算)	13億8,000万円

一般会計当初予算の推移

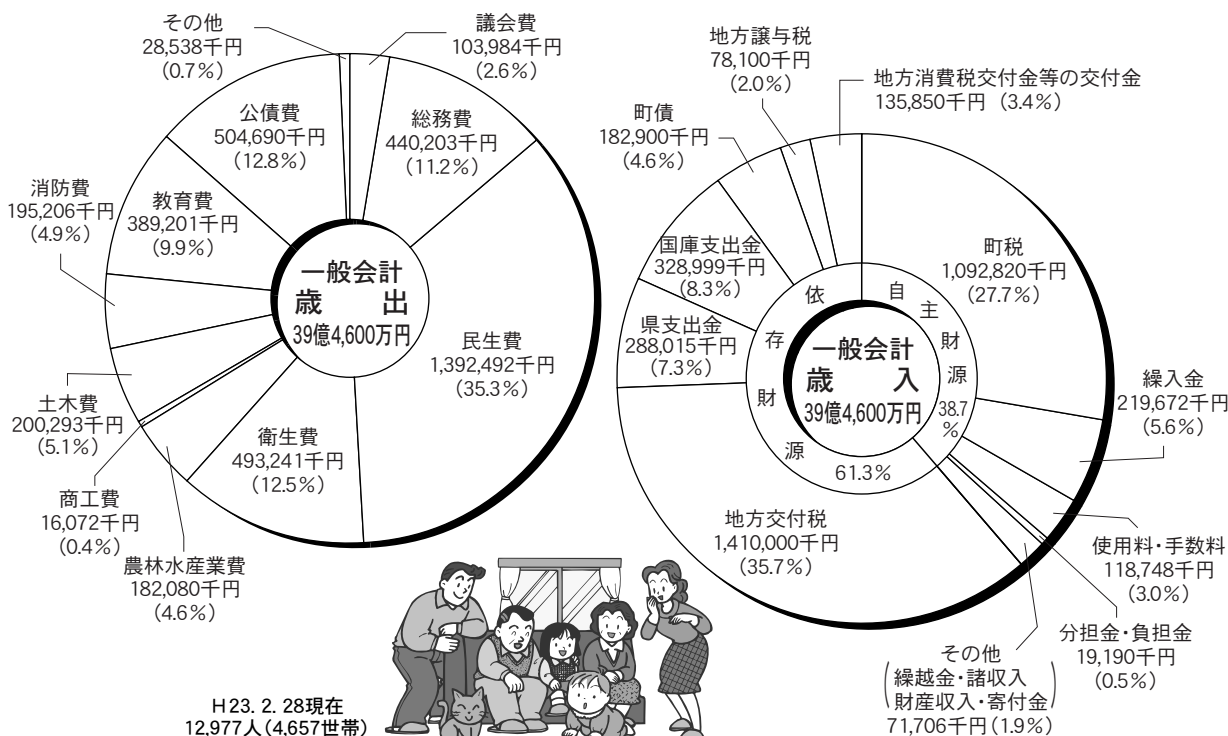
11年度	43億4,435万円
12年度	42億0,050万円
13年度	49億8,500万円
14年度	38億7,900万円
15年度	40億7,600万円
16年度	35億8,300万円
17年度	42億0,000万円
18年度	38億0,000万円
19年度	39億4,000万円
20年度	39億2,000万円
21年度	45億8,000万円
22年度	39億0,000万円
23年度	39億4,600万円

一般会計予算 39億4,600万円
特別会計予算 31億5,461万円
計 71億0,061万円

特別会計

国民健康保険事業	14億5,694万円
後期高齢者医療事業	1億1,327万円
介護保険事業	10億5,409万円
住宅新築資金等貸付事業	3,632万円
農業集落排水事業	4,075万円
水道事業	4億5,324万円

一般会計 39億4,600万円の内訳



町民1人当たりが納める税金
約8万4,200円

町民1人当たりに使われる費用
約30万4,000円

1世帯当たりに使われる費用
約84万7,300円



町長表彰式挙行される

一月九日、新年互礼会の席において、町長表彰式が行われました。各分野で活躍され、その功績により表彰又は感謝状を受けられたのは、次の方々です。
(敬称略)

◇社会文化・教育の向上に貢献
三宅 勉昇

◇社会福祉の向上に貢献
樋口 正

原田 正
花補佐 和良

鈴木 香代子
本 浄世子

◇交通事故の防止に貢献
原田 猛

◇町職員永年勤続
鳥羽 久雄

岡谷 眞次
岡本 彰一

高田 久
岡本 彰一

岡谷 眞次
岡本 彰一

岡谷 眞次
岡本 彰一

◇高額寄付
稲村 俊光

井内 敏子
妹尾 公美

日下 洋子
岡谷 眞次

◇環境美化奉仕活動感謝状
村部 昌之

多田 和夫
多田 和夫

多田 和夫
多田 和夫

多田 和夫
多田 和夫

多田 和夫
多田 和夫

多田 和夫
多田 和夫

上板町議会だより

◎平成二十二年第四回定例会の概要
第四回定例会は、十二月十四日から十二月十七日までの四日間の日程で開かれました。

(議員十名から一般質問)
町長提出議案九件の内八件が可決、一件が修正部分を除き可決されました。議員提出議案八件の内四件が可決、一件が否決、一件が採択、二件が不採択されました。

◎議会議員協議会
平成二十二年十二月六日

第四回定例会提出議案の協議を行なう。

◎財産区議会
・上板町大山財産区議会
(第一回定例会)

◎第一回定例会
平成二十三年二月十七日
・上板町神宅財産区議会
(第一回定例会)
平成二十三年二月十四日

第17回統一地方選挙が執行されます

	徳島県知事選挙	徳島県議会議員一般選挙(板野選挙区)
告示日	3月24日(木)	4月1日(金)
投票日時	4月10日(日) 午前7時から午後8時	
投票所	「投票所入場券」に記載しています。	
期日前投票 不在者投票	期間：3月25日～4月9日	期間：4月2日～4月9日
	時間：午前8時30分から午後8時	
	場所：上板町役場 1階 相談室	

[上板町選挙管理委員会事務局 TEL: 694 - 6801]

春季火災予防パレード

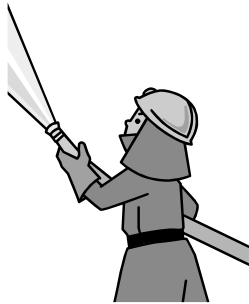
春季全国火災予防運動行事の一環として、三月一日に上板町消防団(中川 直団長)による町内一円での火災予防パレードが実施されました。

町内六分団から団員二十四名と消防ポンプ自動車七台が参加し、午後六時三十分から役場前で出発式をおこなったあと、約二時間をかけて町内を巡回し、「火災予防」を呼びかけました。

消防団 出初式

平成二十三年上板町消防団出初式が、一月十四日(金)に「上板町農村環境改善センター」で盛大に挙行されました。晴れの表彰を受けられたのは次の方々です。

(順不同、敬称略)



徳島県消防協会会長表彰

■功績章

第一分団

分団長 多田成和

第三分団

副分団長 加納康史

■精績章

第一分団

部長 板東裕二

第六分団

分団長 手塚利幸

徳島県知事表彰

第一分団

団員 七條智

板野西部消防組合消防本部

消防司令補 稲岡俊二

板野地方分会会長表彰

第一分団

団員 家長修

第二分団

班長 高原茂樹

第三分団

団員 中村一富

第四分団

団員 大平浩三

第五分団

団員 福原岳夫

第六分団

班長 田中宏明

板野警察署長表彰

第二分団

部長 吉本雅之

第三分団

分団長 板東照之

第四分団

団員 本淨雅志

上板町長表彰並びに感謝状

■町長表彰

第一分団 岡本優作

第二分団 坂東康人

第三分団 佐藤信也

第四分団 林義治

第五分団 河野誠

第六分団 春藤徳明

団員 板東かつ江

団員 蔭山真弓

■消火協力者等感謝状

安原悦子

火災予防ポスター優秀賞

神宅小学校 福島明

東光小学校 高田南夏海

松島小学校 瀬部和宏

高志小学校 稲井美里

上板町消防団長表彰

第一分団

団員 坂東雅彦

第二分団

団員 六車隆浩

第三分団

団員 廣野真史

第四分団

団員 日下聖三

第五分団

団員 中川光生

第六分団

団員 木下貴博

住宅用火災警報器について



住宅用火災警報器の

設置期限が迫っています!

消防法及び火災予防条例により、全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられます!

(設置及び維持基準については、同条例で定められています。)

設置期限

平成23年5月31日まで

板野西部消防組合消防本部・上板町役場・上板町消防団・上板町婦人防火クラブ

「消費生活相談窓口」開設

上板町では平成23年4月1日より「消費生活相談窓口」を開設しました。

私達、消費者の身の周りでは詐欺事件、契約トラブル、食品偽装、製品事件など、消費者問題が日常的に起こっていますが、不安・疑問に感じた事、悩み事、困り事、迷った時などお気軽に消費生活相談窓口にご相談ください。

相談は無料で、内容に応じて専門機関へのご紹介もいたします。

上板町農村環境改善センター
1階事務所内

- 月曜日～金曜日 9:00～16:30
- TEL 088-694-6816

※相談にこられる時には必ず電話予約をしてからお越しください。

消防ポンプ自動車を3台購入しました

この度、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して、前回購入から17年が経過していました上板町消防団第1分団、第2分団、第3分団のポンプ自動車を3台購入いたしました。

この消防ポンプ自動車（CD-I型）は、建物火災はもとより、自然災害等の各種災害に対応できる消防車両であり、主な機能は、動力消防ポンプを搭載し、無給油式真空ポンプ及び自動揚水装置等を装備しております。また、積載品は消防用ホース、ホースカー、ホース背負い器、照明灯ほか、現場活動に不可欠な資機材を搭載しております。

このような装備の自動化、省力化により、円滑な消防活動の実施が期待されます。

火災現場での中継送水体制をはじめ、様々な面で災害対応力の向上につながることから、今後も防災力の充実・強化を図り、町民の皆様が安心して安全に暮らせるまちづくりを目指します。



全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用開始

上板町では、平成23年4月1日から全国瞬時警報システム、通称J-ALERT（ジェイ・アラート）による緊急放送を開始しました。

J-ALERTとは、国（消防庁）が発信する緊急地震速報や弾道ミサイルによる武力攻撃事態などの緊急情報が、衛星通信ネットワークを経由して上板町へ送信され、町の防災行政無線を自動起動することにより、24時間体制で住民の皆様へ緊急情報を伝達するシステムです。

このシステムの導入により、人の手を介する時間がなくなったことで、町内全域にサイレンや音声放送での緊急情報が瞬時に伝達できるようになりました。

これらの情報が放送されたときは、テレビやラジオ等の情報に注意し、身の安全を確保して落ち着いて行動するようにしてください。

緊急情報を受信すると、下記内容の項目が防災行政無線により放送されます。

緊急情報	放送内容
緊急地震速報 〔震度5弱以上の揺れが想定される場合〕	「警報音(NHK報知音) + 「緊急地震速報。大地震(おおじしん)です。大地震です。」というメッセージが3回繰り返された後、「こちらはぼうさいかみいたちょうやくばです。」 + 「チャイム」が流れます。
震度速報 〔震度5弱以上の揺れがあった場合〕	「チャイム」が流れ、「こちらはぼうさいかみいたちょうやくばです。」 + 「震度〇〇の地震が発生しました。火の始末をしてください。テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。」というメッセージが3回繰り返された後、「こちらはぼうさいかみいたちょうやくばです。」 + 「チャイム」が流れます。
弾道ミサイル情報	「有事サイレン14秒吹鳴」 + 「ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」というメッセージが3回繰り返された後、「こちらはぼうさいかみいたちょうやくばです。」 + 「チャイム」が流れます。
航空攻撃情報	「有事サイレン14秒吹鳴」 + 「航空攻撃情報。航空攻撃情報。当地域に航空攻撃の可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」というメッセージが3回繰り返された後、「こちらはぼうさいかみいたちょうやくばです。」 + 「チャイム」が流れます。
ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	「有事サイレン14秒吹鳴」 + 「ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。当地域にゲリラ攻撃の可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」というメッセージが3回繰り返された後、「こちらはぼうさいかみいたちょうやくばです。」 + 「チャイム」が流れます。
大規模テロ情報	「有事サイレン14秒吹鳴」 + 「大規模テロ情報。大規模テロ情報。当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」というメッセージが3回繰り返された後、「こちらはぼうさいかみいたちょうやくばです。」 + 「チャイム」が流れます。

※直下型地震等、震源地に近い場合には、緊急地震速報が間に合わないことがあります。

※緊急地震速報の警報音はNHKの緊急地震速報のサイト (<http://www.nhk.or.jp/bousai/>) で聴くことができます。

有事サイレン音は内閣官房の国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>) で聴くことができます。

◆◆◆ 木造住宅耐震診断・耐震改修事業の募集 ◆◆◆

南海地震は、今後30年以内に60%程度の確率で起こると予測されています。

この地震による県内の震度は震度5強～6強で、昭和56年以前に建てられた木造住宅に多くの被害が発生すると予想されています。その対策として、町内の木造住宅の耐震診断及び耐震改修事業を実施します。

耐 震 診 断

- ① 対象となる住宅
 - 昭和56年5月31日以前に着工された3階建てまでの木造住宅
(併用住宅、共同住宅、長屋、借家も対象です)
 - 在来軸組工法、伝統工法により建築された住宅
(プレファブ・ツーバイフォー・丸太組工法は除かれます)
 - 現在居住しているもの
- ② 申込者
 - 対象となる住宅の所有者
 - 借家の場合は入居者の同意が必要
- ③ 受付期間
 - 平成23年4月1日～12月28日
(受付戸数になり次第終了します)
- ④ 受付戸数
 - 40戸
- ⑤ 自己負担額
 - 一戸建ての場合、3千円
 - 二戸以上の共同住宅の場合、6千円

耐 震 改 修

- ① 対象となる住宅
 - 耐震診断結果が0.7未満(倒壊する可能性が高い)と総合判定され、改修によって1.0以上(一応倒壊しない)の総合判定となる木造住宅
- ② 受付期間
 - 平成23年4月1日～12月28日
(受付戸数になり次第終了します)
- ③ 受付戸数
 - 5戸
- ④ 補助金
 - 耐震改修に要する工事費の2/3の額を補助金として交付します
(交付限度額は60万円まで)
- ⑤ 耐震改修アドバイザー
 - 安心して耐震改修工事に取り組めるように耐震改修アドバイザーが「改修計画」「工事中」「完成時」の内容を第三者の目で確認します



お申し込み・お問い合わせ先

総務課 TEL 694 - 6801

「国民健康保険被保険者証」の更新について

上板町国民健康保険に加入の皆様、保険証の更新はもうお済みですか？

更新していない被保険者証の有効期限は平成23年3月31日です。その被保険者証で平成23年4月1日以降お医者さんにかかりますと全額自己負担となりますので、更新がまだお済みでない方は、必ず更新をしてください。

なお、現在国民健康保険税を納め忘れなど未納になっていると思われる方は、確認後至急納付いただき、納付後保険証の更新にお越しくください。

直ちに納付できない場合は、納付相談を行っていますので役場税務課へお越しくください。



お問い合わせ

税務課 国民健康保険担当
TEL 694 - 6807

納田町長「e-Tax」を体験

納田町長は、先日役場内において、パソコンを利用して確定申告や納税を行う「e-Tax」を体験利用しました。

「e-Tax」は、事前に届出をすれば自宅や事務所などからインターネットを通じて、申告・納税の受付を行う電子システムです。添付書類の提出が不要、還付金がスピーディー(約3週間程度に短縮)、確定申告期間中は夜間や休日でも利用可能、などのメリットがあります。

納田町長は初めて「e-Tax」を利用しましたが、「インターネット環境があれば、自宅や事務所のパソコンで、24時間利用できるというのは魅力的ですし、大変便利だと思いました。税務署や役場の相談会場へ出向いていき、待つこともありません。住民のみなさんも利用してみてください。」とコメントしました。



国民健康保険税の税率改定についてのお知らせ

市町村の国民健康保険制度は、地域の医療保険として他の医療保険（各健康保険組合や共済組合など）に加入していない全ての方々を対象としています。

突然の病気やケガなどの医療費の支払いは、国・県等の負担金と皆さんに納めていただいている国民健康保険税で賄われています。地域で安心して暮らしていくために欠かせない基盤として、国民健康保険事業の安定的な運営が求められています。

○なぜ「税率の引き上げ」が必要なの？

加入者の高齢者層の増加および高度医療を受ける方の増加に伴い、医療費は増加傾向にあり、現行税率における税収入では、医療費の支払に不足が生じている状況です。

平成 20 年度は、医療制度の改革による交付金概算交付により、単年度収支は約 53,40 万円の黒字が生じましたが、平成 21 年度の単年度収支は約 50,80 万円の赤字となりました。平成 22 年度は、保険給付費の更なる増加や交付金の精算などにより、積立金（基金）全額約 53,10 万円取り崩しと一般会計から 1 億 36,00 万円の法定外繰り入れて賄うこととしました。

主に、以上の理由により、国民健康保険事業の安定運営に支障をきたす恐れがあることから「税率の引き上げ」が必要となったもので、平成 22 年 12 月町議会定例会で議決を経て、平成 23 年度以降の税率の改定を行いました。

加入者の皆さんにはご負担をお願いすることになりますが、病気やケガなどの時に安心して医療を受けられるようにするために、ご理解とご協力をお願いします。

○どのように税率が変わるの？

国民健康保険税		所得割 (%) A	資産割 (%) B	均等割 (円) C	平等割 (円) D
医療給付費	改定前	6.50	40.00	24,000	21,000
	改定後	9.00	35.00	28,000	24,000
後期高齢者支援金	改定前	2.00	5.00	5,000	6,000
	改定後	2.50	5.00	6,000	6,000
介護納付金 (40歳以上65歳未満の加入者)	改定前	1.50	5.00	6,000	4,000
	改定後	1.50	5.00	6,000	5,000

※国民健康保険税は、医療給付費・後期高齢者支援金・介護給付金（40歳以上65歳未満の加入者）を合計したものです。

※所得割A：加入者の前年所得から基礎控除 33 万円を差し引き税率をかけて算出したもの。

資産割B：固定資産税額に税率をかけて算出したもの。（償却資産は除く）

均等割C：加入者一人あたりの金額。

平等割D：加入一世帯あたりの金額。

※A + B + C + D の合計が一年間の国民健康保険税となります。（限度額制度あり）

※世帯の所得に応じて軽減措置が適用になる場合があります。

○どのくらい保険税が変わるの？

【モデル世帯比較表】

4人世帯

夫(年齢50歳) 所得333万円
妻(年齢48歳) 所得 0円
子ども(2人)
固定資産税額 250,000円

改定前年税額 584,000円
年税額 101,500円の増
(月当たり 約8,458円の増)
改定後年税額 685,500円

2人世帯

夫(年齢63歳) 公的年金収入170万円
妻(年齢62歳) 公的年金収入 30万円
固定資産税額 70,000円

改定前年税額 172,700円
年税額 24,800円の増
(月当たり 約2,066円の増)
改定後年税額 197,500円

1人世帯

年齢67歳 公的年金収入 90万円
固定資産税額 0円

改定前年税額 16,800円
年税額 2,400円の増
(月当たり 約200円の増)
改定後年税額 19,200円

○国保の健全な運営に向けて

☆医療費を抑制するための取り組みについて

国保は、特定健康診査と人間ドック事業を実施しています。将来の医療費を抑制するため、特定健康診査の受診率の向上に努めます。健康維持のために多くの皆さんが特定健康診査を受けられるようお願いいたします。

※特定健康診査・特定保健指導：毎年6月中旬に受診券を送付しています。

※人間ドック：先着 160 名の方を対象に補助を行っています。(受付7月～)

また、同じ症状で複数の医療機関を重複して受診する人や、月に何度も頻繁に受診する人へ、保健師が訪問し、正しい医療の受け方などを指導します。

このほか、新薬の特許期間終了後に同じ成分で製造され低価格で提供される医薬品である、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用を促進するなど、増加し続ける医療費への対策にも取り組みます。

☆国保税納付の相談について

病気や事故、離職などで生活が苦しく、期限までに納付が難しいときは、そのままにしないで窓口や電話で早めにご相談ください。滞納対策としては、納付相談を行う機会を持つことが大事であることから、滞納のある世帯と連絡を取り合い、滞納の事情をよく聞きながら、それぞれの状況に合わせた対応をしています。

なお、65歳未満の失業した方で、雇用保険の特定受給資格者と特定理由離職者は、申請により平成 23 年度の国保税が軽減される場合があります。

お問い合わせ先

〒771-1392 上板町七條字経塚 42 番地 上板町役場 税務課 国民健康保険担当 TEL 088 - 694 - 6807

町内卓球大会

平成二十二年度町内卓球大会が、一月二十三日(日)に上板町農村環境改善センター「多目的ホール」において開催され、町内の卓球愛好者約五十名が参加し、小学生の部・一般の部・団体の部にと熱戦が繰り広げられました。

成績は次のとおりです。

個人戦

小学生女子の部

優勝 中北 衣麻里

準優勝 大西 咲

第三位 瀬部 有紀

小学生男子の部

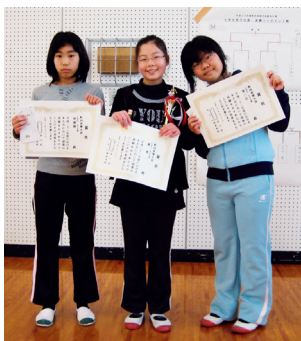
優勝 佐藤 直

準優勝 小竹 秀徳

第三位 花補 佐修一



小学生男子



小学生女子

一般女子の部

優勝 吉平 美智子

準優勝 斉藤 和恵

第三位 南城 満佐子

一般男子の部

優勝 若尾 翔太

準優勝 吉田 浩道

第三位 小田 桂司

団体戦

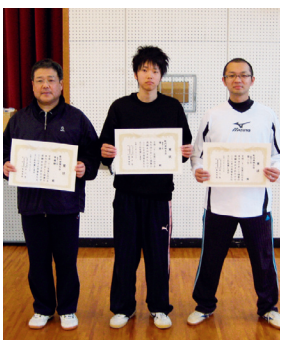
優勝 上板クラブB

準優勝 上板クラブA

第三位 上板中学校A



団体の部(優勝)



一般男子



一般女子

上板町体育功労者・

スポーツ優秀者(団体)表彰

二月二十日(日)上板町役場・中央公民館において、本町スポーツ界における功労、活躍を称え、上板町体育協会より平成二十二年度特別功労者体育功労者、スポーツ優秀者(個人)の表彰式が行われました。

特別功労者

近藤 篤行

(前上板町体育協会会長)

大野 門治

(前上板町体育協会副会長)

体育功労者

新見 明

(上板町ゲートボール協会)

スポーツ優秀者

岡本 泰崇

(神宅小学校 柔道)

多田 旺生

(松島小学校 少林寺拳法)

佐野 佑樹

(松島小学校 少林寺拳法)

細川 快人

(松島小学校 少林寺拳法)

松永 郁歩

(松島小学校 柔道)

瀬尾 昌大

(松島小学校 少林寺拳法)

籠谷 幸真

(松島小学校 少林寺拳法)

大野 雄仁

(松島小学校 極真空手)

佐藤 絢美

(上板中学校 柔道)

狭戸 翔

(上板中学校 柔道)

佐藤 美優

(上板中学校 バレーボール)



体育行事の ご案内

●春季ナイターソフトボール大会

四月中旬開催予定

●町内女子バレーボール大会

五月中旬開催予定

(なお、詳細については、町教育委員会までお問い合わせください。)

自宅等のインターネット端末から 徳島県立図書館の本の取り寄せが できるようになりました。

県立図書館の本を上板町で借りることができる便利なサービスです。上板町教育委員会が取り次ぎ窓口となっていますので、事前にこちらまでお申し込みください。

上板町教育委員会 TEL 088-694-6814



第八回町内スポーツ少年団駅伝大会

平成二十三年二月十九日(土)に上板町老人福祉センター周辺コースにおいて、次代を担うスポーツ少年団員の健全育成と交流を図る目的で、第十回上板町内スポーツ少年団駅伝大会が、上板町体育協会・体育指導委員連絡協議会・上板町ライオンズクラブ・上板町スポーツ少年団及び上板町教育委員会共催により、女子チームの部(一・六km×六区間)と男子チームの部(二・六km×九区間)にそれぞれ七チームが参加し開催されました。

当日は、絶好の駅伝日和で、選手たちは指導者や保護者、チームメイトからの温かい声援に背中を押され、見事全チームが最後まで「たすき」をつなぎ、ゴールしました。成績は次のとおりです。



女子チームの部

女子チームの部

- 優勝 高志フレンズA 四十五分二十七秒
- 準優勝 上板レインボーズ 五十分二十六秒

男子チームの部

- 優勝 高志スポーツ少年団 一時間二十秒
- 準優勝 松島スポーツ少年団 一時間四十二秒
- 第三位 大山スポーツ少年団 一時間七分四十七秒

女子区間賞 最優秀賞

青山 未来 (高志フレンズ) タイム 七分十五秒

男子区間賞 最優秀賞

鎌田 航平 (松島スポーツ少年団) タイム 五分四十三秒

男子チームの部



平成二十二年度上板町内女子バレーボール大会

平成二十三年二月十五日(火)三月四日(金の火曜日、金曜日)計六日間(計六試合)で上板町バレーボール協会主催の平成二十二年度上板町内女子バレーボール大会を上板町農村環境改善センター及び東光小学校体育館において、町内四チームの参加により開催しました。各試合ともに熱戦が続き、中でも、攻守のバランスに優れた「上板クラブ」が

安定した試合運びで優勝されました。大会の成績結果は、次のとおりです。



- 優勝 上板クラブ (3勝0敗)
- 準優勝 高志レイッシュ (2勝1敗)
- 第三位 オリーブ (1勝2敗)
- 第四位 東光レディース (0勝3敗)

小・中学生の保護者の皆さんにお知らせ

〈就学援助費受給申請〉

経済的な理由により小・中学校就学に困難なご家庭に対して、就学援助費が支給されますので、受給希望者は教育委員会事務局まで印鑑ご持参の上、申請してください。

なお、就学援助費受給申請にあたっては、次の様な理由が必要です。

- 前年度又当該年度に生活保護が停止、あるいは廃止になった人。
- 町民税が非課税世帯、または減免措置世帯等。
- その他、家庭の経済的理由で生活状態の悪い人等。

〈特別支援学級就学援助費受給申請〉

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、就学に必要な諸経費の一部が、補助される制度です。受給希望者は学校を通じて4月中に教育委員会事務局まで申請してください。

お問い合わせ先：教育委員会 TEL694-6814

浄化槽設置整備事業補助募集 (単独浄化槽・汲み取り槽の撤去費補助含む)

上板町では、家庭からの生活排水浄化と水質保全を目的として平成7年度から継続している浄化槽設置整備事業補助の募集を本年度も実施します。

この事業は、合併処理浄化槽(生活雑排水とし尿を処理)を設置する方に、その費用の一部を補助する制度です。

●補助の対象となる地域

全町(但し、上板町農業集落排水事業対象地域を除く。)

●補助の対象となる方

補助対象地域において、居住目的の一般住宅で合併処理浄化槽(10人槽までを補助)を個人で設置し、平成24年3月31日までに完成する方。

●補助金額

- 5人槽 258,000円 ●6~7人槽 318,000円
- 8~10人槽 423,000円

●単独浄化槽・汲み取り槽の撤去費補助金額

(設置整備補助を受けられる方のみ)

単独浄化槽撤去費補助金 撤去費の1/3 上限30,000円

汲み取り槽撤去費補助金 撤去費の1/3 上限32,000円

以上、予算の範囲内で設置基数を決定しますので、補助申請される場合は、役場環境保全課窓口にある「浄化槽設置整備事業補助金交付希望届」に必要事項を記入し、申請してください。

●受付期間

毎週希望届を受付し、毎週金曜日に締め切り、該当者に内示します。(午前8時30分から午後5時まで土・日曜日は除く。)

希望者多数により予算範囲をこえる場合は、抽選とさせていただきます。

お問い合わせ先 環境保全課 TEL694-6813

浄化槽設置後の法定検査について

浄化槽を設置すると、法定検査を受けることが義務づけられます。

法定検査とは、浄化槽法により第7条、第11条の2種類があり詳しい内容は下の表のようになります。

法定検査	法第7条検査	法第11条検査
検査の目的	設置工事が適正に行われているか否かを検査します。	保守点検や清掃業務が適正に行われているか否かを検査します。
検査の実施時期	新たに設置された浄化槽が使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に検査を受けます。	年1回すべての浄化槽が検査を受けることとなります。
検査結果の措置	不備のある項目については管轄の行政機関により管理者又は業者に対し指導が行われる場合があります。	
検査手数料(5~10人槽)	9,000円	5,000円
検査機関及び問い合わせ	(社)徳島県環境技術センター 〒770-8001 徳島市津田海岸町2-33 TEL 088-636-1234(代) FAX 088-636-1122	

※平成18年2月1日に施行された浄化槽法の改正により、法第7条及び法第11条の未受検者に対し、徳島県知事が指導、勧告及びこれに係る措置を命令をすることができることになりました。この命令に違反した場合は、30万円以下の過料に処せられることもありますので、ご注意ください。

4月から「農業者戸別所得補償制度」が本格実施されます。

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的としています。

制度の内容

- 畑作物の所得補償交付金(麦・大豆・そば・なたね)
- 水田活用の所得補償交付金(戦略作物助成・二毛作助成・耕畜連携助成・産地資金による地域振興作物への支援)
- 米に対する助成(米の所得補償交付金・米価変動補てん交付金)
- 加算措置(品質加算、規模拡大加算、再生利用加算、集落営農の法人化支援)

■お問い合わせ先■ 中国四国農政局徳島農政事務所 農政推進課 TEL 088-622-6132 計画課 TEL 088-622-6133

水道課からのお知らせ

転入・転出等で水道を休止・廃止・撤去する場合は、申請手続きが必要です!
また、死亡等による名義変更をする場合にも手続きが必要です。

※常に水道メーターを見て、使用水量を把握してください。宅内漏水の早期発見になります。

※漏水が見つかったときは、個人負担でお近くの水道工事店等に依頼して修理してください。

※メーターボックスの上には物を置かないようにしてください。

●お問い合わせ先●

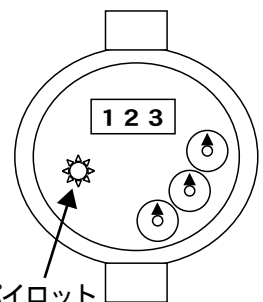
上板町役場 水道課 TEL 088-694-6817

宅内漏水にご注意ください。

宅内漏水の見つけ方

次のようにしていただきますと水漏れがわかります。

- ① まず、家中の蛇口を全て閉めましょう。
- ② 次にメーターボックスのフタを開けてメーター器を見ます。銀色か赤色の星のような形のもの(パイロット)を確認しましょう。
- ③ もしパイロットが回っていたら、宅内のどこかで漏水している可能性があります。



パイロット

狂犬病予防注射を受けさせましょう

飼い犬は法律により、生涯一回の登録と年一回の狂犬病予防注射が義務づけられています。本年度も次のとおり実施します。

実施日 5月17日(火)・18日(水)・19日(木)・20日(金)

※日程表は支部回覧と飼い主様宛に送付いたします。
※新しく飼い始めた方は、前もって登録いただくと自宅へ送付いたします。

手数料 注射手数料 3,000円
新規登録手数料 3,000円



当日は大変混みます。前もって登録していただくと注射が円滑に実施できます。
登録と注射は動物病院でもできます。前記日程で都合が悪い場合は、各自動物病院で受けてください。
また、犬が死亡したときは、死亡届を出してください。

自衛官採用案内

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日	試験会場
幹部候補生 【一般・技術・医(歯)科・薬剤】	20歳以上 26歳未満の男女 (ただし、22歳未満の場合は大卒【見込含】)	5月6日 まで	5月14日	松茂町の 自衛隊基地
一般曹候補生	18歳以上27歳 未満の男女		5月21日	
任期制自衛官	18歳以上27歳 未満の男女	年間を通じて 行っております。	受付時にお 知らせしま す。	

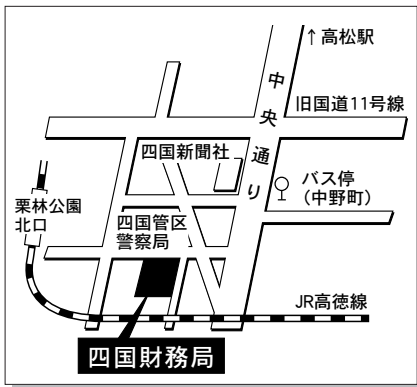
※お問い合わせや資料請求は、鳴門地域事務所までお気軽にご連絡ください。(TEL:685-5306)

多重債務でお悩みの方に

四国財務局に、借金を抱え悩んでおられる方々のための「相談窓口」がございます。

多重債務問題は必ず解決する問題です。悩まずに相談してください。

必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家に引継ぎも行っております。



相談方法

まずお電話ください。相談費用は必要ありません。

連絡先

TEL:087-831-2155(直通) FAX:087-862-8780
高松市中野町26番1号
四国財務局 財務広報相談官 多重債務相談員

受付時間

月曜日～金曜日(祝日及び12/29～1/3を除く)
9時～12時、13時～17時

手話奉仕員養成講座 入門課程 受講生募集

聴覚障害者の生活および障害についての理解と認識を深め、身近に聴覚障害者と円滑な日常会話ができる程度の手話表現技術の習得を図ることを目的とします。

- 対象者 上板町在住で18才以上 初めて手話を学ぶ方
- 日時 平成23年5月14日～平成23年10月22日の毎週土曜日 13:30～15:00(予定) 全23回
- 場所 福祉ホーム リズム1階地域交流ホール 板野郡藍住町矢上字安任56-5
- 募集人員 20名
- 受講料 無料 テキスト代のみ実費負担(1200円)
- 申込締切 4月30日
- 申込方法 受講を希望される方は、電話・FAXにてお問合せください。

【お問い合わせ・お申込み】

社会福祉法人 凌雲福祉会
障害者生活支援センター 凌雲
TEL 088-693-1117
FAX 088-692-6776



ご存じですか?

交通遺児等へ育成資金貸付け

義務教育終了まで育成資金を無利子で借りられます

- 対象者 自動車事故により死亡または重度後遺障害者となられた方の0歳から中学校卒業までのお子様
- 貸付金額 一時金 155,000円
毎月 20,000円
入学支度金 44,000円
- 返済期間 中学卒業後20年以内 (高校・大学等に進学する場合は、卒業まで猶予)

重度後遺障害者へ介護料支給

- 対象者 自動車事故が原因で、脳・脊髄または胸腹部臓器を損傷し重度の後遺障害を持つため、常時または随時の介護が必要な状態である方
- 支給金額 ①常時の介護が必要な方のうち、「重度後遺障害診断書」で症状が「最重度」と認められた方
月額68,440円～136,880円
②上記①以外で常時の介護が必要な方
月額58,570円～108,000円
③随時の介護が必要な方
月額29,290円～54,000円

●お問い合わせ●

独立行政法人 自動車事故対策機構 徳島支所
〒770-0003 徳島市北田宮2丁目14番50号
(徳島県トラック会館2階)
TEL 088-631-7799

国民年金保険料の納付は「**口座振替(口座引き落とし)**」が
“便利”で**“お得”**です！

安心

自動引き落としで納め忘れの心配がありません

便利

金融機関等に行く手間と時間が省けます

簡単

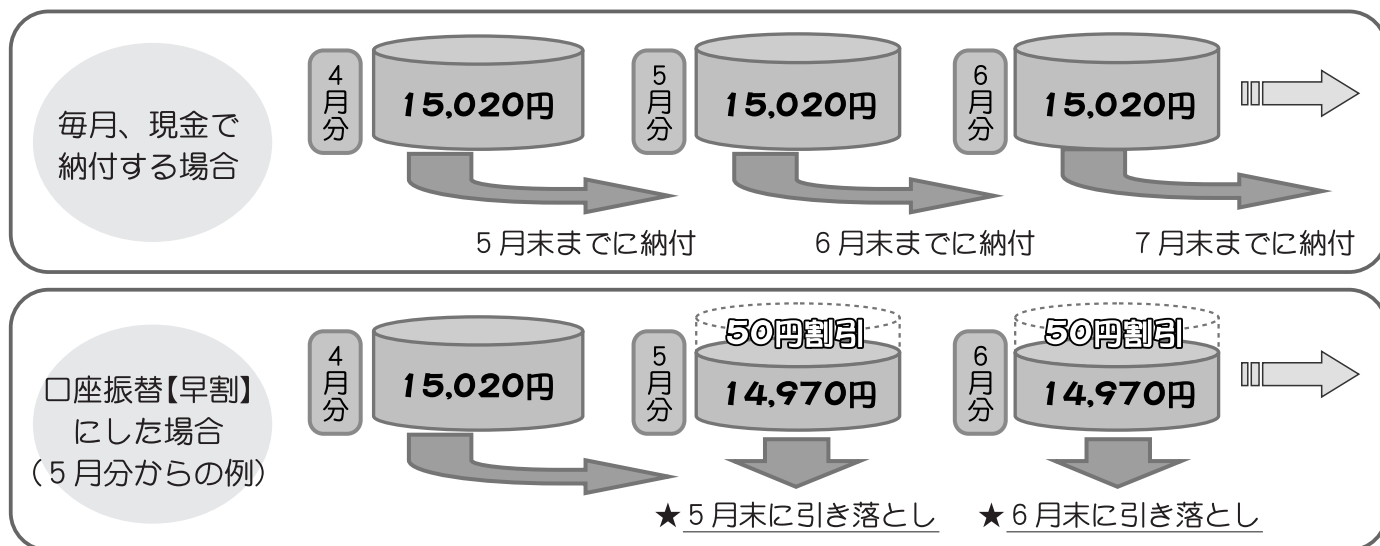
1度の手続きでOK
手数料もかかりません

お得

早割・前納を利用して
お得な割引

当月末の口座振替【早割】

保険料を当月末の口座振替【早割】にすると 月々50円(年間600円)のお得！



★月末が休日の場合は、翌営業日が引き落とし日となります。

◎原則として、初めて口座振替を申し込まれた方の初回は、前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2ヶ月分の保険料の引き落としとなります。その後は当月分(50円割引)の1ヶ月分の引き落としとなります。

◎保険料額は平成23年度の額です。

☆☆ お申し込み方法 ☆☆

- ◎ 口座振替申出書に必要な事項を記入・押印(金融機関の届出印)し、お近くの年金事務所の窓口にお申し込みされるか、ご郵送ください。また、金融機関窓口にご提出いただいても結構です。
- ◎ 前納のお申し込みは、①1年度分及び上期6ヶ月分(4月分～9月分)は2月末までに、また、②下期6ヶ月分(10月分～翌年3月分)は8月末までに、お近くの年金事務所にお申し込みください。
- ◎ 1年度分及び6ヶ月分の前納について、今回のお申し込みの対象となる期間は、平成23年度分からとなります。

1年度分または6ヶ月分の口座振替による前納は **お得**です。

※ 詳しくは 上板町役場 住民課 TEL 694-6809へお問い合わせください。

**国民年金保険料は遅れずに
きちんと納めましょう!**

平成23年4月分から平成24年3月分までの国民年金保険料は、月額15,020円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。

総務省からのお知らせ

申込は
7月24日まで



経済的な理由でまだ地デジを視聴されて いない世帯へ総務省が支援しています まずはお電話ください!

ホームページ
<http://www.chidejishien.jp>

その1 「NHK放送受信料全額免除世帯」への支援について

- ①生活保護などの公的扶助を受けている世帯
 - ②障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税措置を受けている世帯
 - ③社会福祉施設に入所されている世帯
- ※既に地デジを視聴されている世帯は、対象外です。

申込後1ヶ月が経過しても、支援の日程が決まっていない世帯の方も連絡をお待ちしています。

■お問い合わせ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター

電話(ナビダイヤル): **0570-033840**

ナビダイヤルがご利用できない場合
044-969-5425

その2 「市町村民税非課税世帯」への支援について

世帯全員が市町村民税非課税措置を受けている世帯 ※既に地デジを視聴されている世帯は、対象外です。

■お問い合わせ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター

電話(ナビダイヤル): **0570-023724**

ナビダイヤルがご利用できない場合
043-332-2525

「NHK放送受信料全額免除世帯」への支援について

1 支援対象世帯は？

- ①生活保護などの公的扶助を受けている世帯
 - ②障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
 - ③社会福祉施設に入所されている世帯
- ※既に地上デジタル放送を視聴できる世帯は、支援を受けられません。

■お申込み方法は？

①役場福祉保健課で、申込書入手し、必要事項を記入する。

②「NHK受信料全額免除証明書」を添付し、返信用封筒に同封する。



[NHK全額免除証明書を無くした方、未申請者の方は、NHKへご相談ください。]
※各市町村やNHKにある「NHK放送受信料免除申請書」を入手し、手続きしてください。

2 支援内容は？

- ①アナログテレビで視聴している世帯へ、簡易チューナー(1台)を無償で給付します。
- ②アンテナ工事(屋外・屋内)などが必要な場合は、無償で改修工事をします。
- ③屋外アンテナ・共同受信施設などで、地上アナログ放送を視聴している世帯は、アンテナ改修工事を実施しても区域外波(関西の番組等)が視聴できない場合があります。ケーブルテレビに加入する場合は、初期費用を支援します。(初期費用とは、加入金、引込工事費、テレビ1台分の宅内配線工事費です。)

「市町村民税非課税世帯」への支援について

1 支援対象世帯は？

世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
※NHKと放送受信契約を結んでいない世帯は、支援の申込後に速やかにNHKと放送受信契約を結んでください。
※既に地上デジタル放送を視聴できる世帯は、支援を受けられません。

■お申込み方法は？

①世帯全員が非課税の措置を受けているか？お住まいの自治体で確認が必要。
※住民票、非課税証明書が必要。(交付費用は自己負担)

②役場総務課で、申込書入手し、必要事項を記入する。「住民票」「非課税証明書」を添付し、返信用封筒に同封する。



2 支援内容は？

アナログテレビで視聴している世帯へ、簡易チューナー(1台)を無償で給付します。
※簡易チューナーをお住まいへ配送します。アンテナの改修やケーブルテレビに加入する場合の初期費用は支援の対象外です。
※センターにお問い合わせ頂ければ、簡易チューナー設置方法等について電話でサポートします。



保健行事予定表 4月～6月

I. 健康相談・健康教育

月/日	時 間	場 所	内 容	担 当
4/5	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師・理学療法士
5/10	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師
6/8	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師・理学療法士

II. 健康診査

① 特定健康診査・保健指導

平成20年4月から基本健診が特定健康診査・保健指導に変わりました。

住民の皆さんには、ご加入の各医療保険者の案内に従って受けていただくようになっていきます。

◎特定健診の対象となる人

40歳以上74歳以下の人すべて。
国民健康保険や被用者保険（健康保険組合や共済組合などの医療保険）の被保険者と被扶養者の全員が対象となります。

◎特定健診の内容

メタボリックシンドローム及び予備群の発見に着目した検査内容です。基本的な健診項目は、身体計測、診察、血圧測定、血液検査（肝機能、腎機能、糖代謝）尿検査

◎健診実施主体は

これまで上板町の健診を受けていた人も、国保や健保組合などの医療保険者が実施主体となりました。

◎特定保健指導

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の人を対象とした生活習慣改善支援です。

◎特定健診の受け方

実施主体である国保や健保組合などの医療保険者から、受診機関・受診日などについてお知らせや受診券が送られてきますので、指定の機関で受診してください。費用は各医療保険者で異なります。

*これまで老人保健法により市町村が実施していた各種がん検診、肝炎ウイルス検診は、健康増進法により引き続き市町村で行います。

② 集団がん検診

月/日	受付時間	場 所	内 容	対 象	料 金
6/23	8:30～10:00	農村環境改善センター	胃がん検診 大腸がん検診 肺がん検診 喀痰検査	40歳以上 40歳以上 40歳以上 50歳以上	1,000円 500円 無 料 500円

集団がん健診の次回は8月23日予定です。

III. 乳幼児健康診査

1. 乳児健康診査

月/日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
4/13	13:30～14:00	農村環境改善センター	問診・身体計測・内科診察・育児相談	1歳までの乳児
6/1				

2. 股関節脱臼検診・ブックスタート

月/日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
6/15	10:30～11:00	農村環境改善センター	股関節脱臼検診・ブックスタート	H23.2.1生～H23.4.21生

3. 1歳6カ月児健康診査

月/日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
5/12	13:00～13:30	農村環境改善センター	問診・身体計測・内科・歯科診察・歯科相談・栄養・発達・育児相談・聴力検査	H21.9.1生～H21.11.30生

4. 3歳児健康診査

月/日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
6/22	13:00～13:30	農村環境改善センター	問診・身体計測・尿検査・内科・歯科診察・歯科相談・栄養・発達・育児相談	H19.11.1生～H20.1.31生

IV. 予 防 接 種

1. 定期集団接種

1) ポリオ投与

月/日	受付時間	場 所	対 象 者
5/18	13:30~14:00	農村環境改善センター	生後3か月から90ヶ月未満の乳幼児

「徳島県予防接種広域化」により、上板町内の医療機関に加えて、町外にかかりつけ医があるなど、町外医療機関での個別接種ができます。

予防接種の対象者には、個人通知をいたしますので、通知が届いたら保護者の方は医師と相談をして接種計画を立てて受けましょう。



2. 定期個別接種 BCG・百日咳ジフテリア破傷風混合・ジフテリア破傷風混合 麻疹風疹混合（麻疹・風疹単独も可）・日本脳炎

麻しん風しん予防接種について

麻しんは、麻しんウイルスの空気感染によって起こります。感染力が強く発熱、せき、鼻汁、めやに、発疹を主症状とします。主な合併症としては、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。

風しんは、風しんウイルスの飛沫感染によって起こります。軽い風邪症状で始まり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。合併症として関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などがあります。また、妊婦が妊娠早期にかかると、先天性風しん症候群とよばれる病気により心臓病、白内障、聴力障害などの障害を持った児が生まれる可能性が高くなります。

定期接種の該当者は、以下のとおりです。

第1期：1歳児

第2期：小学校入学前1年間の幼児

第3期：中学1年生に相当する年齢の者

第4期：高校3年生に相当する年齢の者

確実に予防するためには、2回の予防接種が必要です。

第3期、第4期はこれまで1回しか定期接種の機会がなかった世代の方が対象になりました。保護者の方は、通知を受け取ったら、なるべく早期に予防接種を受けさせるように努めてください。

日本脳炎予防接種について

平成17年からの積極的勧奨をさし控えていた期間に接種機会を逃したお子様には、順次通知をいたします。

接種対象年齢は、生後6ヶ月～90ヶ月未満、及び9才以上13才未満です。

お問い合わせ先 役場福祉保健課 (TEL 694 - 6810)



上板町子育て 短期支援事業

上板町子育て短期支援事業とは？

子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合などに、乳児院や児童養護施設などで短期間子どもを預かる制度です。

ショートステイ事業

子どもの養育が一時的に困難となった家庭の児童で、緊急一時的に保護を必要とする方で、町長が必要と認められた者

●要件：保護者の疾病、社会的理由（出張、転勤、冠婚葬祭等）、家庭養育上の事由（出産、看護等）、育児不安や育児疲れ、慢性疾患等の看病疲れ

●利用期間：原則として7日以内

●内 容：宿泊を含む一時的養育

●実施施設：徳島児童ホーム・阿波国慈恵院・常楽園・徳島赤十字乳児院

●利用料：2歳未満 1日 2,360円以内
2歳以上 1日 1,840円以内
緊急一時保護の母親 1日 750円以内
生活保護世帯は無料

※課税状況や世帯の状況によって利用料は変わります。また年度により変わることがあります。

トワイライトステイ事業等

保護者が仕事等によって夜間や休日にわたる家庭の児童で、町長が必要と認められた者

●要件：保護者の恒常的な残業等

●利用期間：概ね放課後以降における生活指導、夕食の提供等

●内 容：特に制限なし

●実施施設：徳島児童ホーム・阿波国慈恵院・常楽園

●利用料：1日 750円以内
休日預かり 1日 1,350円以内
生活保護世帯は無料

※課税状況や世帯の状況によって利用料は変わります。また年度により変わることがあります。

お問い合わせ先

上板町役場福祉保健課
TEL：088-694-6810



お誕生 おめでとう

平成22年11月
平成23年1月誕生まで



● 11月誕生

高瀬 土也多聞・有紀
女の子 珠季(たまき)

● 12月誕生

神宅 丸居良仁・早智子
男の子 彪太(あやた)

七條 瀧 康人・真実
男の子 竜成(りょうせい)

鍛冶原 高橋 龍・久美子
男の子 陽(はる)

西分 土居隆浩・佳奈子
女の子 夢実(のぞみ)

佐藤塚 長井優也・千晶
女の子 美結愛(みゆな)

神宅 脇 正太・千智
女の子 彩花(いろは)

七條 三好卓也・温子
女の子 凜(りん)

七條 板坂貴夫・さおり
女の子 聖那(せいな)

● 1月誕生

七條 犬伏昭裕・麻依子
男の子 洸斗(ひろと)

高磯 木田 悟・旭美
女の子 葵(あおい)

瀬部 米原啓太・真希
男の子 壮真(そうま)

椎本 西岡伸弥・真紀
女の子 結乃愛(ゆのあ)

平成22年度 上板町成人式



上板町成人式が1月2日(日)上板町中央公民館「大会議室」にて開催され、125人(当日出席者93人)が新成人を迎えられました。社会の一員として責任と自覚を持ち、夢に向かって大きく飛躍されることをお祈りいたします。



ダイヤモンド婚 祝賀会開催

2月11日(金)に上板町中央公民館大会議室でダイヤモンド婚祝賀会が開催され、27組のご夫婦が出席されました。

ご夫婦の益々のお幸せをお祈り申し上げます。



大山寺の建造物四棟、 国登録有形文化財に

去る一月二十六日(水)、神宅の大山寺(ほんどう)本堂・大師堂(だしどう)・回廊(かいろう)・鐘楼門(しょうろうもん)の四棟が、国の登録有形文化財に登録されました。

四棟とも江戸時代の建造物で、本堂(江戸中期)は正面の向拝を中心に霊獣や植物紋様の彫刻を施し、近世らしい装飾をもっていること、大師堂(江戸末期)は内部一室で、弘法大師堂としては標準的なものであること、回廊(江戸末期)は、本堂と大師堂を結ぶ渡り廊下で、三十三観音を祀る壇を備えていること、鐘楼門(江戸末期)は、周囲に連子をたてて開放的なつくりであることなどの特徴から、登録の基準「国土の歴史的景観に寄与しているもの」と認められ、登録されました。

上板町の国登録有形文化財の登録は「安楽寺方丈(あんらくじほうちよう)」以来二年ぶりです。これにより、町内ではあわせて五棟の登録となりました。

